

尾張旭市監査公表第2号

令和3年12月27日付け尾張旭市監査公表第24号をもって公表した定例監査結果報告について、令和3年12月28日付け3税第668号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和4年1月31日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

総務部税務課

監査の指摘事項	措置状況
電子申告・国税連携システム保守委託において、契約約款が「業務委託」でなく、「設計業務等委託」となっている。	同委託においては今後、適切な契約約款を用い契約事務を実施します。